

## お知らせ

2024年 6 月 7 日  
九州電力株式会社

## 玄海原子力発電所 1, 2号機の定期事業者検査（廃止措置段階）を開始します

— 廃止措置期間中に必要な施設の機能及び性能の確認 —

当社は、原子炉等規制法に基づき、玄海原子力発電所 1 号機第 6 回及び 2 号機第 3 回の定期事業者検査（廃止措置段階）を、2024年 6 月 11 日から約 6 か月の予定で実施します。

定期事業者検査においては、廃止措置期間中に機能を維持すべき以下の施設について、機能及び性能を確認します。

- ・放射線管理施設
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・放射性廃棄物の廃棄施設
- ・原子炉施設の一般構造
- ・原子炉本体
- ・原子炉格納施設
- ・その他原子炉の付属施設
- ・その他主要施設

定期事業者検査の実施にあたっては、安全確保を最優先に、検査を一つひとつ丁寧に進めてまいります。

以 上



「快適で、そして環境にやさしい」  
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。  
それが、私たち九電グループの思いです。